

## 福祉部 平成28年2月定例議会予定議案の概要

### 1. 事件議決案（8件）

件 名	概 要	所 管 課
不動産の無償譲渡の件	<p>府立金剛コロニー再編整備の一環として、金剛コロニー利用者の地域生活への移行等を推進するため、グループホームを整備する下記法人に対し土地を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求める。</p> <p>【所在地】 富田林市西板持町2丁目277番2 他</p> <p>【不動産の種別等】 土地 599.99 m<sup>2</sup></p> <p>【相手方】 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p>	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金の債務者に対して大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 貸付額122万6,300円のうち回収不能となった106万400円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	地域福祉推進室 地域福祉課
大阪府立身体障害者福祉センターに係る診察料に関する債権放棄の件	<p>大阪府立身体障害者福祉センターに係る診察料の債務者に対して大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった診察料4万6,410円及び当該診察料に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府立身体障害者福祉センターに係る診断書等交付手数料に関する債権放棄の件	<p>大阪府立身体障害者福祉センターに係る診断書等交付手数料の債務者に対して大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった診断書等交付手数料1万1,400円及び当該手数料に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 貸付額69万5,280円のうち回収不能となった49万2,490円及び当該貸付</p>	高齢介護室 介護支援課

	金に係る遅延損害金	
大阪府婦人更生資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府婦人更生資金貸付金の債務者に対して大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】 貸付額 181 万 7,232 円のうち回収不能となった 176 万 2,055 円及び当該貸付金に係る遅延損害金	子ども室 家庭支援課
大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】 貸付額 78 万 6,512 円のうち回収不能となった 10 万 7,895 円及び当該貸付金に係る遅延損害金	子ども室 家庭支援課
堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を 1 年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求める。 【変更内容】 (改正前) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで (改正後) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	子ども室 家庭支援課

## 2. 条例案

(新規制定 2 件)

件 名	概 要	所 管 課
大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	平成 28 年 4 月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の目的・内容を具体化するため、差別の解消の推進に関する基本理念、「相談、紛争の防止・解決の体制整備」並びに「啓発活動の実施」に関する必要な事項等を定めるため、新たに条例を制定する。 また、「大阪府障害者差別解消協議会」を附属機関として設置し、協議会における合議体があっせん等を行うため、大阪府附属機関条例について所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 28 年 4 月 1 日	障がい福祉室 障がい福祉企画課

大阪府国民健康保険財政安定化基金条例	国民健康保険の財政の安定化に資するため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定により国民健康保険財政安定化基金を設置し、平成 27 年度から積立てを行うため、新たに条例を制定する。 【施行予定期日】 公布の日	国民健康保険課
--------------------	--	---------

(一部改正 11 件)

件 名	概 要	所 管 課
大阪府立砂川厚生福祉センター条例の一部を改正する条例	大阪府立砂川厚生福祉センターにおいて、入所者等に対する精神科診療の業務を行うことに伴い、当該業務に係る診療料等の規定を行うなど、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 28 年 4 月 1 日	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、基準該当自立訓練の対象拡大等が行われたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日及び平成 28 年 4 月 1 日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正等により、基準該当自立訓練の対象拡大等が行われたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日及び平成 28 年 4 月 1 日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険法の一部改正により、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 28 年 4 月 1 日	高齢介護室 介護事業者課
大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、指定療養通所介護に関する基準が削除されることとなったことに伴い、条例の同趣旨の規定を削除するなど所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 28 年 4 月 1 日	高齢介護室 介護事業者課

<p>大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正により、地域密着型通所介護に関する規定が新設されることとなったことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成28年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正により、地域密着型通所介護に関する規定が新設されることとなったことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成28年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、朝夕の保育士配置の要件弾力化や幼稚園・小学校教諭等の活用など、要件緩和を行うため、所要の改正を行う。 2 学校教育法の一部改正に伴う「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴</p>	<p>子ども室 子育て支援課 家庭支援課</p>

	<p>い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>3 建築基準法施行令の一部改正に伴う「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】</p> <p>1・2 平成28年4月1日</p> <p>3 平成28年6月1日</p>	
大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、朝夕の保育教諭配置の要件弾力化や小学校教諭等の活用など、要件緩和を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>2 建築基準法施行令の一部改正に伴う「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（幼保連携型認定こども園への準用のある部分）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】</p> <p>1 平成28年4月1日</p> <p>2 平成28年6月1日</p>	<p>子ども室</p> <p>子育て支援課</p>
大阪府後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	<p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令により厚生労働大臣が定める標準拠出率が見直されることに伴い、都道府県条例で定める拠出率の改定にかかる所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成28年4月1日</p>	<p>国民健康保険課</p>
大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 権限移譲を受けた市町村において当該移譲事務の執行に当たって府条例に基づく基準を適用する場合の規定整備等を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>2 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく事務について、希望する市町村に対し、同市町村の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。</p> <p>①公私連携型保育所の設置の届出の受理等（児童福祉法）</p> <p>②身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務（身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）</p> <p>③指定障がい福祉サービス事業者等の指定等</p>	<p>障がい福祉室</p> <p>地域生活支援課</p> <p>生活基盤推進課</p> <p>高齢介護室</p> <p>介護事業者課</p> <p>子ども室</p> <p>子育て支援課</p> <p>家庭支援課</p>

	<p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p> <p>④幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等</p> <p>⑤幼保連携型認定こども園の認可等 (④・⑤就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)</p> <p>⑥有料老人ホームの設置の届出の受理等(老人福祉法)</p> <p>3 重度障害者介護手当の廃止及び重度障がい者在宅生活応援制度の創設に伴う規定整備を行う。</p> <p>4 介護保険法の一部改正により、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】</p> <p>1 公布の日</p> <p>2 平成28年4月1日、同年10月1日及び規則で定める日</p> <p>3・4 平成28年4月1日</p>	
--	---	--

### 3. 報告(1件)

件名	概要	所管課
債権放棄報告の件	<p>福祉部の所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例(平成22年大阪府条例第59号)第6条第3項の規定により次のとおり放棄したので、同条第4項の規定により報告する。</p> <p>1. 大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金 【件数】10件 【放棄した債権】5万6,600円及び遅延損害金 【専決日】平成28年1月20日</p> <p>2. 大阪府障害者扶養共済制度掛金 【件数】43件 【放棄した債権】19万8,350円 【専決日】平成28年1月20日</p>	<p>地域福祉推進室</p> <p>地域福祉課</p> <p>障がい福祉室</p> <p>地域生活支援課</p>